

## 中小企業デジタル化導入支援事業費補助金審査要領

(目的)

第1条 この要領は、中小企業デジタル化導入支援事業費補助金審査委員会設置要領第5条の規定に基づき、中小企業デジタル化導入支援事業費補助金の補助対象事業者の適正かつ公正な選考を行うために必要な事項を定める。

(審査方法及び審査基準等)

第2条 審査は、事前に提出された中小企業デジタル化導入支援事業費補助金実施要領第6条に定める書類に基づき書面審査を行う。

2 審査は、次の各号の審査項目毎に評価する。

評価項目	配点
(1) 取組の内容と効果に関する審査	
① デジタル化による、業務効率化や生産性向上など、得られる効果を評価する。	5点
② デジタル化にかかる計画の実現性を評価する。	10点
③ 事業主体にとって取組の必要性が高いかを評価する。	5点
④ 取組が事業主体の今後の経営に与える影響の大きさを評価する。	10点
(2) デジタル化への取組意欲に関する審査	
これまでのデジタル化への取組や、今回の申請計画から、事業主体がデジタル化に意欲的であるかを評価する。	5点
(3) 新規性・波及効果	
新規性があり、地域への横展開が可能となるようなモデルとなる取組かを評価する。	10点

3 前項の評価については、整数を用いた段階評価を行う。

(審査における加点)

第3条 第2条第1項の審査において、事業内容が次の取組に該当する場合は加点する。

加点の対象となる取組	点 数
(1) 秋田県の「賃上げ緊急支援事業」申請事業者である ※事務局にて受給結果を確認の上、審査における加点の可否を決定する	2点
(2) 女性の活躍推進に資する取組を国又は地方公共団体から認定又は表彰を受けている場合	2点
(3) 秋田県中小企業経営革新計画の承認を受けている場合	1点
(4) パートナリシップ構築宣言に登録済みである場合	1点

2 加点の合計点数は、5点を上限とする。

(選定方法)

第4条 補助事業者の選定は、各委員が審査した評点の平均が27点以上の者のうち、予算の範囲内において、上位の者から委員の合議により行う。

2 前項の合議の際の意見を踏まえ、必要に応じて、選定内容に審査委員会の意見を付すことができる。

(審査結果)

第5条 審査の結果について、補助対象となった事業の概要等を県のウェブサイト等で公表することができる。

2 審査結果について、個別の問い合わせには応じない。

附 則

この要領は、令和8年2月25日から施行する。